

第22回青森県男女共同参画審議会議事録

日時 平成23年8月24日（水）
13時30分～15時30分
場所 ラ・プラス青い森 2階カメリア

[出席委員] 佐藤（恵）委員、内海委員、日景委員、松本委員、佐藤（淳）委員、東出委員、

斎藤委員、鈴木委員、益城委員、富山委員、石田委員、北村委員、木村委員

[欠席委員] 山谷委員、越善委員

司 会： ただ今から第22回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。開会にあたりまして、男女共同参画課 神課長から御挨拶申し上げます。

神 課 長： 皆様、本日は大変お忙しい所、御出席を頂き誠にありがとうございます。前回の審議会では、新しい基本計画の策定にあたり、知事から諮問をさせていただいたところでございます。また、会議では皆様から、プランの名称、大目標、更には教育、女性の起業支援、防災などについて御意見を頂きました。本日の審議会では、まず前回出された御意見に対する回答、修正内容について事務局から御説明を申し上げます。そして、それを受け、皆様からまた御意見を賜りたいと存じます。今後の4つの手順でございます。

まず、1つ目としまして、本日出された御意見を踏まえまして、事務局において案を作成いたします。2つ目としまして、9月から10月にかけましてパブリックコメントを開催、実行いたします。そして3つ目としまして、パブリックコメントで提出された御意見について、関係課と調整の上、答申案を作成いたします。そして4つ目には、11月の中旬を予定しておりますけれども、第3回目の審議会を開催いたしまして、御審議をいただくという段取りでございますので、本日は宜しくお願ひいたします。

司 会： それではここで、新しく委員になられた方を御紹介いたします。青森労働局雇用均等室長の「鈴木千賀子」様です。7月1日付けの人事異動に伴い、前任者の「本間玲子」様に代わり、御就任いただきました。

また、青森県町村会長の改選に伴い、「平内町長 逢坂雄一」様に代わり、「東通村長 越善靖夫」様に御就任いただきましたが、本日は欠席となっております。

また、本日は事務局である青少年・男女共同参画課職員の他に、次期基本計画案の関連事業関係課の職員が出席しております。

また、本日最後列にお座りの皆様は、アピオあおもりで実施している平成23年度あお

もりウィメンズアカデミーの受講生の方々で、傍聴のための出席ですので、宜しくお願ひいたします。

では、会議内容の公開についてお願ひ申し上げます。本日の審議会における御発言につきましては、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日県のホームページに議事録として公開する事としておりますので、予め御了承願います。ここで会議の成立につきまして御報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、半数以上の出席を必要としております。本日は委員15名中、越善委員、山谷委員の2名の委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、会議は成立しております。

それでは、議事に入りますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤会長に議事を進めていただきます。なお、委員の皆様にお願いがございます。御発言の際は恐縮ですが、必ずマイクを御使用くださいますようお願い申し上げます。それでは、佐藤会長よろしくお願ひいたします。

佐藤会長： 皆様こんにちは。今日は皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先程事務局からも御報告がございましたように、今日は2回目の審議会ということで、今後のスケジュールを考えました時に、この審議会での協議が実質的に最も内容を決定する場になると思います。前回も皆様から沢山の御意見を頂きましたけれども、今日はそれに基づいて、より一層中身の濃い議論をして、新しいプラン、内容の充実したプランの策定に繋げたいと思っております。今日は先程も御紹介がありましたように、このプランの事業を実施する担当課の職員の方々にもお忙しい中、ここに同席していただいております。また、アピオあおもりで実施しております、青森県の女性の人材養成事業に係わる「ウィメンズアカデミー」の受講生の皆様方にも傍聴していただいております。私ども普段と態度が変わるわけではございませんけれども、張り切って参りたいと思います。どうぞ宜しくお願ひいたします。

では、挨拶はこれぐらいにいたしまして、まず、今日の案件ですけれども、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」これは仮称ですけれども、その素案、前回の意見を踏まえた修正案について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

山谷GM： それでは事務局から、前回の各委員からの御提言に対する対応につきまして、説明させていただきます。資料1、<素案>の修正案と資料2に基づき、説明して参ります。

まず、1番目が「プランの名称について」です。佐藤会長から「計画の策定にあたっての中での『第3次』とした理由を記述してはどうか」という御意見がございましたので、9頁の所をご覧いただきたいと思います。第1章-2の「計画策定の背景」のところで、「新男女共同参画プラン21」が、まず第2次の計画であることを強調するために、9頁の下

のところ、赤字『第2次となる基本計画「新あおもり男女共同参画プラン21」』を述べておりますて、続いて10頁の⑫のタイトル『「第3次あおもり共同参画プラン21」の策定』とし、続いて『新あおもり男女共同参画プラン21（第2次）』と記述し、更に最後のところに『新たに「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。』ということで、第2次から第3次に続いているというような記述に改めました。

それから2番目の「時代の潮流と新たな課題」について北村委員の方から御意見がございました。「低賃金による生活困窮者の増加や若者の流出は、全国的にみて青森県は顕著であることから、策定の背景として社会情勢の変化に盛り込み青森県らしさを入れるべきではないか。」という御提案がございましたが、私どもの方で、住民基本台帳の移動報告を調べた結果、青森県は確かに転出超過率（人口に対する転出超過数の千分率）が最も多い県ではあるのですが、転出者数に占める割合を年齢別に見たときに15～29歳の合計は、東北では5番目、全国でも12番目という位置付けであることから、本県が顕著であるとは言い難いため言及しないという事にさせていただきました。

それから3番目、大目標「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」この大目標について、「どういう青森県を目指すのか、言葉を補う必要があるのではないか。」という御意見が北村委員の方から出されておりますが、前回の審議の中で、「簡潔、明瞭、わかりやすい大目標であり、現行のままで良いのではないか」ということで、現行のままとさせていただきます。

それから、4番目、重点目標2についてですが、これは21頁をご覧ください。ここでは、「キャリア教育」の用語の解説について、中央教育審議会の答申との整合性を確認する事ということで、石田委員の方からお話がございまして、中央教育審議会の答申が今年1月31日に出されておりますので、その「キャリア教育」の定義を中央教育審議会の答申のとおりに修正させていただきました。併せて、＜施策の方向＞を「キャリア教育による女性リーダーの育成」と記述していましたが、女性のためのキャリア教育という誤解を生じる恐れがあるため、学校教育課からの意見を参考として、＜施策の方向＞1の②番ですが、「高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進」と修正いたしました。

それから重点目標4、これは24頁をご覧ください。この施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」で、「男性を対象とする男女共同参画の理解・普及促進は具体的にどのように進めていくのか。農村部の男性も学習する場を設けてほしい。」という斎藤委員からの御発言でした。具体的な関連事業については、この基本計画自体では記述していないため、記述では変更はございませんけれども、計画の推進にあたって、農村部も含め各分野の実態にあわせた意識啓発活動を実施することとしたいということです。

次、重点目標5に入ります。「男女共同参画に関する養育・学習の機会の充実」の中で、＜現状と課題＞で、家庭科の必修という文言のところで、「必修」とあるが、現在では必履修となっており、また家庭科については「男女共修」と指導要領が表記されていることか

ら、文言の整理が必要ではないかということで、石田委員の方から御指摘がありました。これは、「中学校の学習指導要領及び高等学校の学習指導要領（ともに平成元年改訂版）で、「全ての生徒に履修させる」とあることから、「必修」は使用せず、次の(2)の対応とあわせて修正することといたします。次の(2)というのが、東出委員の方から「家庭科が男女必修とあるが、男子のみ履修していた技術についても記述がないと不公平ではないか。」という御発言で、次のように修正させていただきます。これは赤字の修正部分ですが、「中学校では1993年度に「技術・家庭」で男女の差異を設けないこと、高等学校では1994年度に家庭科は男女とも履修することなり、また～」という形で続いていきます。それから、「24頁から25頁の記述について文言の整理が必要ではないか」という石田委員からの提言がございましたので、ここ赤線で4行ほど消しておりますけれども、関係課からの意見を踏まえ、4行削除させていただくことにいたします。

それから、7番目に重点目標7及び重点目標8。これは27頁から31頁にかけて「職場、家庭における男女共同参画の実現」のところですが、29頁の重点目標7の「雇用の分野における」<施策の方向>4の⑬に「女性起業家への支援」という文言がございます。

農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画推進の分野でも、31頁のところに4の⑦「起業等の支援」が出てきていたのですが、これは同じ起業の支援を書いておりましたが、重点目標8は「農山漁村女性の起業等の支援」ということで、文言を付け加えることとしました。

それから、重点目標9についてですが、31頁「ワーク・ライフ・バランス」に関して、有効求人倍率が全国46位で働く場が無いのに他県へ出て行かないというところに踏み込めば、青森県らしさを盛り込むことができるのではないかと、山谷委員の方からの御提言がございました。これはいろいろ考えて苦労したのですが、32頁33頁のところです。「地域に多様な人材を育成するためには、仕事だけではなく、様々な分野に興味を持って「自己啓発に取組む環境を整備するとともに、青森県の魅力や暮らしやすさを再認識してもらうような働きかけが必要になります。」ということと、それから、「中小企業の多い本県においては、企業の中で業務能力を向上させる機会が少ない状況であることから、グローバル経済となっている…」というように、ここも文言も整理させていただき、それに対する施策として、33頁の5の⑫「青森県の魅力や暮らしやすさの再認識の理解・普及」というのを1つ付け加えさせていただきました。

次、36頁の重点目標11です。「生活上の困難に直面する男女への支援」の中で、<現状と課題>のところに生活上の困難を具体的に示す為にも、数字等を具体的に載せてはどうかという木村委員の御発言がございました。これは、ちょっと戻りますけれども、13頁をご覧ください。13頁の「時代の潮流と新たな課題」の「社会経済情勢の変化」というところに、新しく赤い部分で付け加えてございますが、「母子世帯の8割近くが年収200万円未満となっているなど」ということで、図の6番。これは「ひとり親世帯の年間総収入」の比較表でございますが、母子世帯が特に低収入だというグラフを1つ付け加えさ

せていただきました。これに併せて14頁の方は、図7とか8とか番号がずれましたので、赤字で修正しています。

それから重点目標13、38頁をご覧ください。ここの中で女性に対する「男女の人権が推進・擁護される社会の形成」ということで、暴力のことを扱っています。木村委員から、〈現状と課題〉において負の連鎖など暴力により派生する部分をもう少し記述したらどうかというような御提言がございました。この基本計画では女性に対する暴力そのものについて言及し、その根絶を目標としているということと、負の連鎖と一般的によく言われていることですが、客観的なデータ等の根拠がない事から、それについての言及は避けまして、現行通りの案とさせていただきます。

最後に、資料2の3頁目に、別紙で昨年29の府県で男女共同参画に関する基本計画を策定・改定しており、ご覧のとおりタイトルがいろいろございます。第2次という表現がなかったものが第3次というような表現になっている所がございますので、こういった実態であるということをご覧いただければと思います。私の方からは以上です。

佐藤会長： どうもありがとうございました。前回、委員から出されました意見につきまして、事務局の方で様々な法制度等も調べていただき、丁寧に対応していただいていると思います。今、修正案について御説明いただきました。修正しなかった部分もございますけれども、この10点につきまして、まず、皆様の御意見を伺いたいと思います。それぞれ発言者の名前も記載されていますけれども、今、事務局から御説明された修正案についていかがでしょうか。どうぞ日景委員。

日景委員： 前回欠席いたしましたので、私個人の分は資料2の修正案には無いんですが、気になったのが2箇所あります。修正案の25頁をご覧になっていただきたいんですが、赤字の部分で「技術・家庭」の家庭科のことが書いてある、1番上の3行分なんですけれども、これだと少し分かりにくいと思ったので、少し文言を変えたらどうでしょうかという提案です。メモをしていただければと思います。「中学校では1993（平成5）年度から技術・家庭科の履修は男女の性による差異を設けないこと、高等学校では1994（平成6）年度から家庭科は男女とも履修することとなりました。また、…」というように違う文章にしたらいいかなと思ったんです。つまり、「男女の差異を設けない」というのは、これだけだと良く分からないなと思ったんですね。履修方法の違いであって、もっと具体的に言いますと、ここにいらっしゃる多くの方々は、中学校の時男性が技術で、女性が家庭科だったと思いますが、それがここに至るまでの経緯で、男女が共に履修する内容とそれから男女別の内容というのがあるんですね。結果的にこういう形になったので、履修の方法なんだという所をもうちょっと明記したらどうかなというところで、そういうふうに考えました。

それから、もう1つなんですが。33頁をお開きください。32、33頁と連動してお

りますけれども。また、資料2の8番目「重点目標9について」ということで、なにしろ前回おりませんでしたので、文言からしか推測できないので、もしかすると私の理解が間違ってるかも知れませんが、ここに書いてある⑫「青森県の魅力・暮らしやすさの再認識の理解・普及」っていうのが、この場所に入れるのにちょっと違和感があるんですね。つまりこの場所は「ワーク・ライフ・バランス」ってことをいう場所ですので、仕事と生活が上手くバランスが取れるという所に12番の「暮らしやすさ」とか「魅力」とかっていうのは、そぐわないように思うんです。もし、こういうことを入れるのであれば、むしろ雇用の面なのかなと思ったので、その辺は少し議論された方がいいかなって思いました。以上今の事務局からの御説明で気になった点、2点です。

佐藤会長： はい。ありがとうございました。今、日景委員から2点ほど御意見がございました。まず、第1点目は、25頁目の、先程修正案で示さされました、1行目の文言を変えたらどうかということで具体的にお示しがありましたけれども、もう一度私の方で控えたのを読み上げますが。「中学校では1993（平成5年）年度から技術・家庭科の履修は性による差異を設けないこととなりました。」そこで丸で、次の「高等学校では…」以下の文言はよろしいわけですよね？

日景委員： はい。

佐藤会長： 事務局いかがでしょうか？ それから、東出委員、それから石田委員もこの件について御発言がありましたけれども…。より、明瞭にするために、履修に関して性の差異を設けない。だから、同じ所で同じ内容を学ぶっていうことですよね。それを表す表現だと思うんですが。

山谷GM： はい。わかりました。

佐藤会長： 他の委員の方で、今の件に関してお願ひします。

内海委員： 25頁の赤く追加されたところ3行ですけれども、私は取るというように書いてきたんですが。実は、これ戦後の昭和22年の教科まで遡って、明記しなきやいけないような表現になるんですよね。元々の発端は職業科という教科から始まりますから、そこまでやると大変だろうということで、むしろ取って次のところからやった方がいいんじゃないかと思うんですね。中学校と高等学校の扱い方も職業科は全然違いますし…。元々は中卒で社会へ出るという前提で、職業科という教科ができる、それがその後、高等学校や何かでは「技術・家庭」云々というように変わってきた経緯がありますから、ここは教育史じゃないので、そこを延々とやってあまり意味が無いんじゃないかと思って、私は

むしろ3行切ったほうがいいんじゃないかというような印象を受けました。

佐藤会長： また、新たな御意見が出ましたけれども。今は特に「技術・家庭科」に関する御意見でよろしいですか？ その次の「県立高等学校の男女定員枠」っていうことは記載して構わないのでしょうか？ 家庭科に関してはもう少し前史があるといいますか、あるのでという御意見ですが、それに関していかがでしょうか？ 新たな意見ですが。日景先生、石田先生いかがですか？

石田委員： はい、石田です。この文章はただ前回の話し合いを受けて、必修だとか共修だとか言葉が混同したということから、「技術・家庭」というものは中学校で、「家庭科」というものは高等学校で。高等学校の場合は男女共修であるということを整理するために事務局の方で用意した言葉だと思います。逆に今、男女の性による差異という言葉が、日景委員から有りましたけれども、学校教育では学習内容として捉えているので、性による学習内容ということではなくて、あくまでも共通の学習内容という言葉でくくっているので、私は前回の審議を踏まえて、こういうように書かれた事は妥当だなという感じを受けております。ただ、内海先生が仰るように確かに取った方がきれいなのかなという気持ちも、今意見をお伺いしながらありました。

佐藤会長： 他にも御意見ございますでしょうか？ ただそうなりますと、今の＜現状と課題＞の文言に併せて、そして＜施策の方向＞の2に「保育や教育の場における男女共同参画の推進」ということで5項目あげてありますが、3項目目のところに「家庭科教育の推進」ということが入っているんですね。ですから、それも同時に取るというご意見でしょうか？

内海委員： 家政学部自体もあるし、教科としての家庭科っていうのもねえ。ここで入れるのはちょっと厳しいかも知れないですね。さっき気になったのは、保育からの、幼稚期からの後ろの方ではなにか取るような話にもなっていたようでしたから、どうなんですね。ここは、推進、教育全般で言えば、教科として言えばそぐわないかもしれないですね。

佐藤会長： 他に御意見ございますか？ はい、どうぞ。

日景委員： 内海先生が仰るように、無くてもいいかと思ったんです。私は有るって前提に考えたものですから、申し訳ありません。それで、ここの段落は基本的に今までこうでしたっていう、日本ではこんなことが有ったし、青森県では高校の男女定員枠が撤廃された。そういう今までの出来事を書いているだつていうように理解したものですから、もしこれは2行分はいらないっていうのであれば、もう少し簡単な書き方にして「小中高校で

は、全ての生徒が…」、圧縮した形でですね、「家庭科」とかそういう言葉を使わないで、「皆が同じ教科を学ぶんだよ」みたいな、そういうような表現にしたらどうかなっていうように思います。ただ、私は一応、家庭科教育を担当している教員なので、特に中学校の「技術・家庭科」で、いわゆる日本の義務教育の中に性による差別を持ち込んだというのが、非常に教育界では大きな出来事として扱われているということを、文言にしなくてもいいんですが、委員の方々は御理解いただけたらと思います。高等学校に関しては、義務教育では有りませんので、ちょっと扱いが違ってくるということなんですね。それで、取るという案でもよろしいですし、私が提案のように圧縮するでも良いのかなって思います。

佐藤会長： 他に御意見ございませんでしょうか。私からも、会長ではありますが、一言申し上げたいと思いますが…。今、日景委員からもございましたように、「家庭科」は戦後新しく設けられた時から、先程、内海委員が仰いましたように、糺余曲折を経てまして、そして1960年代後半、70年代から日本で性別役割分業が確立する時にそれを象徴する科目として、男女別修になったんですね。特に高校では女子のみ必修ということになった。象徴的な科目であるんですね。ですから、それが女性差別撤廃条約の批准をするために家庭科の女子のみ必修というのも、変えなければならないという1つの大きな事項として掲げられていたことで、それが指導要領に盛り込まれて、実現したのが今この1993年、1994年なんですね。そういう経緯を踏まえますと、「家庭科」を先程の家政史を探るということではなく、男女共同参画に向けて、学校教育の中でもそれを肯定していた、性別差別を肯定していた科目を男女共修にする。しかも、新しい男女が力を合わせて、一緒に築いていく家庭科として新しく出発したという意味で、象徴的な科目だと思うんですね。ですから、このぐらいの2、3行は入れてもよろしいのではないかと思いますし、今後、他の科目においても、今はほんとに学校教育の中では、教育の案についてはほとんど差が無いとは思いますが、今後もより隠れたカリキュラムをひっくるめて進めていくということで、隠れたカリキュラムについては今の場では言う必要が無かったかもしれないですが、進めていくということで、とりあげてよろしいのではないかと思います。私は取り扱うのには不賛成だという意見です。また、他に御意見がございましたら伺いたいと思いますが。いかがでしょうか、内海委員。石田委員。

石田委員： 今の議長のお話を聞きまして、前回も同じようなことで「家庭科」だとかは外せないって経緯を踏まえての言葉なので、そういったことを考えますと、確かに前回「技術・家庭」の履修の内容についても誤謬があったような感じがありました。トータルでお話を聞いていて、また、以下のところも県立学校のことも書いておりますので、2行目の高等学校では、男女とも履修するという今回非常に重要なこと、前回も佐藤先生が仰っていましたので、ここからは有ってもおかしくはないかなあと。で、「技術・家庭」も入ったために戦後まで遡らなきやいけないんじゃないかなって内海先生が仰ったのか

など捉えましたので、2行目からは確かに今までの経緯とか前回の経緯とかこの前のプランの経緯を踏まえると、あってもいいのかなという意見です。

内海委員： ほとんど同じんですよ。つまり僕がふつと思ったのが、出口指導なんですね。だから高等学校でそこへ行くわけで、本来的に言うと学校の教育活動全体を通じて男女共同参画の学習をする機会を端とするというのが大前提。そうすると幼児教育から始まって、義務教育の小学校もやらなきゃいけない。教科になってくるから、こういう面倒臭くなると、もっと説明しないとまずいよっていう、そこの部分なんですよ。だから、学校教育全体の中で、どういうふうに位置付けているのか？ もう1つは出口指導として、高等学校の場合にはかなり緩やかというか、履修を皆さんするようにということになりますし、サブテキストもかなり沢山出ていますので、その辺を上手く表現をすれば、誤解がないというかですね、つまり、専門家がある程度見ると、なんで唐突にここからこの部分が出てくるのかというふうになってくると、まずいかなということです。

佐藤会長： では、今の件につきまして、石田委員とか日景委員から折衷案といいますか、特に中学校の「技術・家庭科」の名称については、あの時点では問題になりましたけれども。ここの文脈からいって無くとも…、ただ高等学校での「家庭科」の男女とも履修、必修ってのは必要だということで、2行目から入れるっていう案です。それについては、内海先生いかがですか？

内海委員： いいんじゃないですか。

佐藤会長： このまま、日景委員が仰ってくださった、具体的な変更の文言に変更して、この2行そのものを入れるか、中学校についても入れるか、それから、中学校については除いて高等学校の部分からだけの文言にするかということで、今意見を伺って決めた方がよろしいですよね？ 事務局どうですか？

山谷GM： はい。いいと思います。

佐藤会長： いいですよね。ですから、この2つのところで、皆様の賛否を取りたいと思います。では、今言いましたように、第1案の「文言を変更してこのまとめる。修正案のまとめる」ということと、それから「中学校については除き、高等学校の男女必修のみ記載する」という第2案とで…。

第1案に賛成という方は、挙手いただきたいと思います。いらっしゃらないですね。では、第2案の「高等学校の必修のみ記載する」という案に賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手多数）はい。では、第2案ということで、「中学校の技術・家庭科」の記述は

削除するということでよろしいでしょうか。では、この件については、以上にさせていただきたいと思います。

もう1点日景委員の方から、修正案の31頁のワーク・ライフ・バランスについての記述の所で、今日御欠席の山谷委員から前回御提案がありました「求人倍率が悪いのにも係わらず、青森県から若者が出てない、若者が居るのは、ここの良さを認識しているのではないか」ということから、それに係わるものを入れたらどうだ」ということで、事務局には、随分御苦労いただいたと思うのですが、ここに入れるのは、違和感があるという御意見でした。それについてですが、他の委員から何か御意見ありますか？

内海委員： ワーク・ライフ・バランスの中にこれが入るのは何となく、全部にいくような感じがして、でもどこに入れたらいいか、分からなかったから、日景委員の…

佐藤会長： ただ具体的な場所っていうわけでもなく、雇用の方がいいっていうことです。

日景委員： この資料2のところで、ワーク・ライフ・バランスに関連して、有効求人倍率が云々って書いてあるものですから、あえて言えば、雇用の所かなって思ったんですが。今、内海先生が仰ったように、全体に係わってくると思うんです。これは、皆さん御認識されていると思うんです。「男女共同参画の基本計画」ですよね。だから、何かちょっと、これが入ると少し違うかなと思います。はい。だから、入れなくてもいいかなと。もし、こういうこと少し強調したいのであれば、始めのところでもうちょっと強調できるかなっていうふうに思います。

佐藤会長： そうですね。他に御意見ありませんでしょうか？

実は私も、大変違和感ありますし、ここは山谷委員の仰るのも分かるのですが、やはり、今 青森県の雇用情勢も含めて、それから、ワーク・ライフ・バランスの点でも良くないのは確かに、そこを改善するっていうことの趣旨の、「目標」であり<施策の方向>ですので、このことはそぐわないのではないかと思いますので、削除ではどうかと思いますが…。他に入る場所というのもこの種の事を入れるのは、もし入れるとすれば、青森県の予算みたいなところで最初の文言のところに入れるぐらいかなと思います。

他に、御意見ありませんでしょうか？ 事務局からどうですか？

山谷GM： ということは、元に戻すということでおよろしいでしょうか？

佐藤会長： そうですね、元に戻す。はい。

内海委員：ほんとにそれでいいの？ どつかに入れたほうがよいのでは。でも、どこに入れていいか分からない。

佐藤会長：この文言で仰っているのは、33頁の⑫の文言ですか？ それとも、こちらの32頁の方ですか？

内海委員：⑫の文言です。要するに「青森県の魅力や暮らしやすさの再認識の理解・普及」というのはとっても良い表現で、正に第3次って言うんですかね。このプラン21の改訂版で出すときに、もう1回青森県を再認識するというかですね、立ち位置をもう1回考えるってところで、どこかにこの文章を活かせるといいかなと思います。

佐藤会長：そうしましたら、13頁の例えば「社会情勢の変化による新たな課題等」とか、あの辺りの状況分析している所に、青森県の今言ったような面を少し取り入れるというような…。今、具体的なところまで、時間的には余裕ないかなって思いますので、折角の「青森県の魅力や暮らしやすさの再認識の理解・普及」この文言は、活かす形で適切な場所に入れていただく。そして、この＜施策の方向＞の⑫は取ってよろしいですね。はい、どうぞ。

佐藤委員：僕は個人的にはですね。青森は非常に「魅力」があつて「暮らしやすい」、正にこの通りだと思っているんですが。ただ、この文書の目的としてはですね、様々いろんな困難な状況があるというのを改善していこうという大きな目標でやっている審議会ですので、「暮らしやすい」ってのは、非常に感覚的な主観的な受け止めがありますよね。だから、よく行政も言葉で、安全安心なんてくっ付けて、「安心」なんて一人ひとり受け止め方が全然変わるわけで、用意できるのは安全な体制であり、安全なシステムだということだと思うんだけど。暮らしやすいかどうかというのは一人ひとりものすごく違うので、僕はこういう表現を入れるのは良いと思うんだけど、暮らしやすさってふうに行政の文書で最初から規定して、これを認識したほうがいいよ、というふうに降りてくるような書き方は止めたほうが良いんじゃないかなというふうに思います。

佐藤会長：じゃ、暮らしやすさに何か変わる表現…。

内海委員：暮らしやすさの指標ってありますよね。富山県が1番。例えば、土地が広いとか…。全国で青森県がどれくらいかって、あるはずですよね。後で見てみたらどうですかね。

日景委員：それは確かもう無いです。

内海委員：もう無い？

佐藤会長：以前あったんですよね。そう言えば。総合プランかなんかの時に…。

日景委員：広いとかそういう数値データは有りますけども。暮らしやすさとかは、もうないです。

内海委員：そうですか。民度とまた別ですか？

佐藤会長：ちょっと議論が言葉の方にいきましたけれども、今、佐藤委員の方からは、やはり、「暮らしやすさ」とか「魅力」は個人差があるというか、主観的であるので、それを行政として、入れるのはどうかっていう御意見でしたので、この扱いに付いては特に今、御意見が無ければ、事務局とあと相談した上で…。特に⑫の＜施策の方向＞は削除ということで、これを活かすかどうかということで、もし活かすとすればどこに入れられるかということで、文言も含めて検討したいと思います。それでよろしいでしょうか？他の委員から意見が無ければ、ここでの議論はこれぐらいにさせていただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

では、日景委員もそのような形でよろしいでしょうか？今、修正案について事務局からの説明について日景委員から御意見が出ました。他の委員どうぞ…。石田委員どうぞ。

石田委員：では21頁、お開きいただければと思います。先般、指摘した内容についてすぐ事務局の方で検討していただきまして、ありがとうございました。その吹き出しのところなんですが、見ていただいたら分かりますように、これ文科省の定義なんですが、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいいます。」ここにきてまた、上のところにキャリア形成という言葉が出て参ります。この定義がキャリア教育です。更に、この中にキャリア発達という言葉が出てきてですね、非常にこのキャリアという言葉が混同しやすいなということで、文科省のほうではこれにキャリア発達の所に注釈をつけておりまして、どういう注釈かと申しますと。「社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」これをキャリア発達というふうな定義をしておりますので、言葉を整理する意味では、注釈も、注釈の注釈っていうのも変な話なんですが、少し、有ったほうがいいのかなと。それから、先程会議始まる前に内海先生と話しましたが、その上にある「高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリアの教育の推進」と御存知のように教育委員会自体はですね、高等教育機関は所管していないんです。ただ文科省は全て所管しております、後で、事務局に差し上げますけども、要約したペーパーがありまして、

今回中教審の答申はキャリア教育・職業教育に関する答申で、幼児期から大学まで体系的に推進するという中身になっているので、その中で、施策としてできるのが高等教育機関におけるということなのかなということで内海先生とお話したので、後でその辺の所の考え方を内海先生からお聞きしたいなと…。で、そうなって参りますと、25頁開いていただければと思います。<施策の方向>の②に、「保育や教育の場における男女共同参画の推進」という言葉が出て参ります。その③は「初等中等の男女共同参画の推進」。④は「教職員の研修」ですね。⑤は特だしの形で家庭科が必要なんだということで「家庭科教育」、⑥は飛ばして、⑦は「高等教育機関における男女共同参画の推進」となると。実は、進路指導という分野というのは、学校教育においては学習指導、生徒指導、いわゆる生活指導と進路指導という、また違ったカテゴリーのことでここに並んでいる分野の中で極めて、小さいというか、非常に絞ってしまった言葉で、他の男女共同の言葉とちょっと馴染まないんじゃないかなと。この全体のキャリア教育を特だししていく、また、女性のキャリア教育ということを踏まえて考えていくと、今の答申を踏まえてこの記載を直していただいたとすると、ここの所、例えば、「キャリア教育・職業教育の充実」というふうになると、幼児期から大学までの広い範囲で、キャリア教育を充実して参りますと。そうなってくると、教育委員会の守備範囲とか学事の守備範囲とか、施策は今すぐは出ないと思いますのが、後々は出やすいんじゃないかなと。進路指導というのは、窓口が小さ過ぎたかなという感じを受けました。御審議いただけたらと思います。

佐藤会長： どうもありがとうございます。石田委員から21頁の赤字で示された修正案の「高等教育化における男女共同参画の視点を踏まえた、キャリア教育の推進」に関して、御意見が出されました。キャリア発達という文言についての、これは、文科省の定義を踏まえて、その辺の整理も必要なんだけれども、いずれにしても、高等教育機関っていうのは、ここでは基本的に大学、専門学校以上の大学ですよね。県でも所掌していないこともありますよね。そのことも御指摘いただきましたけれども。

ここではふさわしくないんじゃないかなという御意見でよろしいでしょうか。それと、25頁目の<施策の方向>の⑥の「進路指導の充実」に関しては、非常に限定的で狭い言葉なので、「キャリア教育・職業教育の充実」に文言を訂正してはいかがかという、御意見だったと思いますが、最初の言葉について、私が勝手に解釈しましたでしょうか？

石田委員： それでよろしいです。

佐藤会長： 実は私もそう思っておりました。内海先生、何か御意見ありますか？

内海委員： 秋学期から、進路指導の理論と方法と就職指導を公立大で教えなきゃいけなくて、ずっと復習してたんですが、「進路指導」それからカテゴリーが少し大きくなって、

今の「キャリア教育」ですね。もうちょっと大きくなつて、「生き方教育」って、生きる力っていうふうになってきてるわけで、今までの進路指導っていうのは出口教育なんですよ。進学するか就職するかで、『キャリア・ガイダンス』みたいなものだったんですけど、もう少し生き方、在り方、人生の中で「働く」っていうのはどういう意味があるのか、叙事云々にあった職業どんのが良いのかっていうのを小さい時から少しづつ考えていくっていう流れの中で、保育から始まって高等教育までということになって、大学では単位化するところまでいっているという流れからすると、ここの②の⑥で、「進路指導」ポンと出てくると、仰る通り極めて狭いものになって、保育とどういう関係があるの?みたいな事になってきますから、そこはやっぱり「キャリア教育」とか仰ったような内容に文言を変えた方がいいのではないかと思います。まだ、文科省も「キャリア教育」も、まだはつきりしてないですよね。9年からこの前1月にも少し表現変わっていますし。いずれにしても、そういうことで、広く表現した方が良いかもしれませんね。

佐藤会長： 今、内海委員の御意見ですが、他の委員、御意見ありませんか？

今出ている御意見は、特に25頁の「進路指導の充実」に関しては、「キャリア教育・職業教育の充実」という文言に修正するということで御意見が出ていて、賛成の意見ですが、よろしいでしょうか？ はいどうぞ。益城委員どうぞ。

益城委員： 言葉に拘ってきているような気がしないでもないんですが。「キャリア教育」という中に、「職業教育」ですか、これも含まれた形で捉えていたんですが、先程の21頁の「キャリア教育」の所の説明で、ここで分かれるよりもだったら、その教育現場でというところで、「キャリア教育・職業教育」に分けなくても「キャリア教育」だけで分かるような気がするんですが。いかがなものでしょうか。

佐藤会長： ポツを入れなくても言うことなんですね？ そういう御意見もありますね。こここの点については、先程の石田委員の意見もそうなんですが、2つぐらいのことが重複しているように思うんですね。まず、21頁のこれはあくまでも女性の意思決定過程の参画の拡大ということに向けての「女性の人材育成と能力の開発」っていうところに係わる部分なんですね。で、<現状と課題>ということで、青森県では今やっているのは、「政策・方針決定過程へ参画できる人材の育成」ということで、今日聞いていらっしゃっているウイメンズ・アカデミー。その前は青森女性大学でしたけれども、それをして、審議会への登用を進めるという事をしていたわけですね。その2点目として「高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進」ということをこここの部分に入れているわけなんですが。私はそこがちょっと、非常に違和感を感じるんですね。で、これはやっぱりあくまでも、県が行政サイドからされる施策に関する方向を示すものであって、だったらここは具体的にどこの事業として実施されるのかっていうのを、やっぱり伺いた

いなっていのを思っていました。大学に委託するのか、委託してしかも、その意思決定過程に入れるような人材を養成してもらうって事を委託するのかって、そのような意味にここの部分では取れるのですが。ですから、そぐわないのではないかと思っているんですね。先程から出ている「キャリア教育」でこれまで「性別役割分業」ということがベースにありましたので、生まれてから人生の中で、職業の位置付けっていうのが、男性と女性では違っていましたし、それを明確に教育の中で位置付けていなかつたと思うんですよね。それを今度ようやく「キャリア教育」っていう形で、さっき仰いましたように幼児期から大学まで一貫して体系的に取り組むっていうことを、今ようやく始めているところかなと思うので、それに関しては25頁の方に、入れるのは勿論妥当だと思うのですが、その部分の「キャリア教育」ということと、今の意思決定過程への女性の登用を進めるために、人材育成という観点から、このようなく<施策の方向>として入れることが妥当かどうかっていうことと、私は先程も申しましたように、ここに入れるのは具体性がないような気がするので、もし、事務局の方で具体的にこのように考えているっていうのがあれば、お聞かせいただきたいと思いますが。

山谷GM： この件に関しましては、今現在、直接事業をやっているということはございませんけれども、やはり自分の将来を見越した時に、どういう生き方をするのかというような意味での長期的な展望を持った人材をまず養成するっていうような事で、県が大学、あるいは専門学校と共同しながら、そういう学生の教育が出来ないかと、キャリア教育が出来ないかというような視点です。

佐藤会長： それは、担当するとしたら何処の課が担当して、大学と提携されるんですか？

山谷GM： 今、県では、特別事業は行っていませんが、将来的には男女共同参画センターあたりで、そういう事業、大学あたりと提携できないかということは模索していくたいと思っています。

佐藤会長： その場合には、県の方で招集している審議会だけではなくて、一般企業あるいは、地域とかいろんな所を含めた「施策・方針決定過程へ参画できる女性の人材養成」ということですよね。

山谷GM： そうです。

佐藤会長： そのように位置づけられるものでしょうか。ちょっと他の委員の方の御意見も伺いたいと思いますが。

石田委員： はい。これも、前からの経緯があつてついてきた「高等教育機関」って言葉だと思うんですけど。今、議長が仰ったようにですね。実は私も内海先生なんかと一緒に「ウィメンズ・ライフ・ロングカレッジ」という男と女が共に、人と人とが共生社会の実現などそういった事業を生涯学習科でやって参りました。これはけっして高等教育機関ではないんです。今回文科省が出た「キャリア教育」というものをきちっと章立ててもしていますけれども、今佐藤先生と内海先生が仰ったように生涯学習の視点に立った「キャリア教育」の推進で、高等教育機関っていうのは、例えば男女共同参画センターで何らかの事業、政策を開拓していくとか。実は私は学校で、アピオのオープンカレッジで、高校生のデートDVをやったところ非常に反響大きくて、11月2日に2回目をやろうとしております。そういう意味で高等学校でもやはり男女共同参画についての学習は実は教科外のところで随分やっているんです。保育を徹底して男子の生徒がやっている学校もあります。そんなこと考えると、この全体のキャリア教育・キャリア形成っていう概念で考えていくと、高等教育機関を取った方が施策としては展開しやすいと、また今、山谷副参事から話があったように、今後、大学との連携したものも考えていくんだと入れる上でも、取ったほうが楽にはいって行けるし、いいのかなっていう感じを受けました。

佐藤会長： 今出た御意見は、「高等教育機関」を取ると、そうしましたら、石田委員が今仰いましたように女性のリーダー養成っていう、その表題が良かったのかどうか分からぬのですが、ずっと長くやられてましたよね。「社会教育」とか「生涯学習」の分野だったと思いますが。それも含めるということが出来るのではないかということで、そのような場で施策・方針決定過程に入っていろいろ活躍できるような人材を養成する事を生涯学習、あるいは今の大学等の教育機関と連携しても構わないけれども、進めていくという、それでしたら、行政として、県として進めていけるんじゃないこと、私も今御意見を伺つて思いましたが。 事務局今の案についていかがでしたか？ どうぞいいですよ。

山谷GM： 今の高等教育機関の部分をとるということで…。はい、了承しました。

内海委員： そうですか。僕はすごい深読みしてました。実は教育経済学の視点で30数年前に女性が高等教育を受けて、それが職業に役に立ったかたたないかってアンケートをずっと教育経済学で取って、職業上は10数%しか役に立ってないって言ってるんですよ。だけど、日常生活に役に立っていると。そのためには今後短期大学がどんどん普及すべきだというようなのが30数年前に出ているんですよね。ところが、今は学部、学科にどんどん集中して、専門学校じゃなくて、短大。短大よりも4大ってふうになってきているわけですよ。例えば、看護師になるのでも県立保健大へ行くわけですね。専門学校よりも、短期大学3年制、いや4年だと。そこでやってるのは何かというと、ドクターにものが言える看護師だけじゃなくて、将来行政に入って、あるいは、チームリーダーでやっていく

ような人材を養成するということで、今チュートリアルシステムを含めてね。授業をしてるんじゃないかと思うんですよ。そういうことで段々と世の中が高学歴というか、何か向かっているのを先取りしているなど。で、保育士だって今や4大ですから。子ども学科で。でも、全然違う方向に流れてきているから、そこまで読んでこういうことをね。じゃ、今まで単なる資格を取って云々じゃなくて。もっと違う意味が有るんかなと読んでいたんですけど。それは、読みすぎでしたね。

佐藤会長：では、この件について他に御意見はございますか。では、事務局からは「高等教育機関における」を取って、その後の文言はそのままにすると。事業として具体化する場合には、高等機関との連携も併せてということで、事業として進めていきたいということでしたが、それでよろしいでしょうか？では、その部分はそのようにさせていただきたいと思います。それから、もう一つ。先程、益城委員から言葉の問題に拘りすぎじゃないかということで、先程の25頁の「キャリア教育・職業教育」の充実ということに関して。益城委員は「キャリア教育」でいいんじゃないかっていう、お話をしたよね。それについてはいかがでしょうか。先程の定義がきちんと、こうなっていれば職業的自立に向かっていいうのも入っていますので、職業教育も含むということで、いかがですか？

山谷GM：担当課の方にも御意見を…

佐藤会長：では、教育委員会の担当課の方、今の「キャリア教育・職業教育」についてお願いします。

学校教育課：はい。学校教育課でございます。先程、意見がありましたけれども、キャリア教育というのは、やはり大きな枠になりますので、進路指導を含んでいるといったイメージを思っていただければよろしいかと思います。そういう意味では、県でも方針と重点を「進路指導の充実」から「キャリア教育の推進」に変えましたので、「キャリア教育」の方がよろしいかと思います。ただ、国では「キャリア教育」と「職業教育」とを、まるっきり別なもので示しています。その観点からは「キャリア教育・職業教育」なのかと思いますが、教育という観点からいえば「キャリア教育」だけです。どちらの方で考えていくかということになります。

内海委員：進路指導にひきづられているもので、そういう職業云々になるんですね。だから、「キャリア・ガイダンス」って言い方してるんですよ。「キャリア教育」でキャリア・ガイダンス。そのキャリアって中に含まれると。キャリアを狭い職業と思って、そうじゃなくて人生と…。そうするとキャリア・デザインじゃなくて、ライフ・デザインだと言って、そこに生涯学習という観点が入ってくる。多分いずれそっち側に行くと思うんですけど

どね。だから、今回ここは、仰ったように普通の人が読まれるわけですから、注釈のある「キャリア教育」に統一し、そこで治めておけばよろしいんじゃないでしょうか。

佐藤会長： 今、担当課の方にも伺いましたけれども。ただ、職業教育も含めるということで、「キャリア教育」という文言にしてはどうかという御意見だったと思います。それでよろしいでしょうか？ はい。では、25頁の⑥は「進路指導」に変えて、「キャリア教育の充実」ということに変更したいと思います。

随分いろいろな御意見が出て、かなり議論が深まっていると思いますが。他の修正案について御意見はございませんでしょうか。特に御意見を出していただきました、北村委員はいかがですか？

北村委員： はい。ありがとうございます。女性の起業家への支援についてお願ひいたしましたところ、きっちりと文言を盛り込んでいただいて、そういう施策を推進していただけるのかなと思っております。30頁の「農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進」の中の、特に私たち働く女性、一般の働く女性というのは、今日は鈴木均等室長もお見えですけれど、長い歴史の中で、働きやすい環境整備というのは、とても進んで参りました。様々な分野への参画もかなうようになっているんですが、農林水産業の女性たちの現実はまだまだ厳しくって、この文書の中ですね。30頁の真ん中ごろに「また、生産組織や組合の委員・役員として、方針決定の過程へ参画する女性は依然として少ない」というふうに、柔らかく表現していただいているんですけれど。今月、内閣府の男女共同参画局の会議に出て参ったんですが、国はもうちょっと踏み込んで、農水省自体がJAの女性の役員への登用をきっちりと打ち出しているんですね。青森県内でもJAの理事、女性幹部の理事をどうするかという会議で、ことごとく役員会では否決されたということは新聞で報道されておりますけれども、こここのところは、やはり青森県の現実としてですね、JAと書かないまでも、生産組織等の漁業の場合は生産組織と言うのかどうか分からないんですが、そういう組織への女性の登用が、役員の登用が遅れていると、少ないと、やっぱり全国的に見て遅れていると。今回首相官邸の会議の場で私がこのことについて悩んでいるという意見を出しましたら、他県の方からですね、「もっと上部組織から、降ろしていったほうがいいですよ」とアドバイスいただいたところなんですが、ここにきっちりと、方針として打ち出していただきたいなという気持ちが強いんですね。そこで31頁の「農山漁村女性の起業等の支援」とつながって行くんですが、その間に、Vic・ウーマンもいますけれども、リーダーとしての女性の育成ですよね。農林水産業の分野でのリーダーとしての女性の育成。これはVic・ウーマンの活躍の場の拡大にまとめられているのかも知れないのですが、その所をどう考えていらっしゃるのかなと、今日、農林水産部の方もお見えだと思いますので、青森県の大きな産業でございますので、どうでしょうか。聞かせていただくっていうのは…

佐藤会長： 30頁と31頁の「施策の方向」にも係りますよね。意思決定の過程の「参画推進」の中に「農業委員とか農業役員」とか具体的に挙げて、女性の登用を進めるというような事を入れられないかという御意見だったと思いますが、担当課の方、いらっしゃるでしょうか。よろしくお願ひします。

農林水産政策課： 農林水産政策課の農業改良普及グループマネージャーの成田と申します。北村委員が仰ったとおり、去年、内閣府から男女共同参画を進めるようにということで、国から通知がありまして、本県でも関係団体、関係課に取組みを進めるように通知しました。また、国からも、農協でそういう登用が進むようにということで指導にいらっしゃって、私も随行した経緯がございます。そういう意味では確かに青森県は遅れていると聞いておりますので、もっともっと進めなきゃいけないなというのは同感でございます。女性のリーダーとしての育成という部分では、私たちの目標としても、V I C・ウーマンの方々（ビレッジ・コンダクター・オブ・ウーマン）地域の指揮者ということで、拡大していくこうということで、平成24年400名をずっと維持しようと、今実際には409名いるんですが、進めるように私たちも取り組んでいます。この委員仰った、V I C以外でもというお話をありました。確かに国の通達を受けて、そういうことを進めましょうということでやっていますので、この文言に入れることは良いと思います。また、県の取り組みの1つの吹き出しをつけるという意味では、私まだイメージしてなかったので、この場で答えるのは難しいんですが…。

佐藤会長： ありがとうございました。今、担当課の見解としましては、実際青森県の現状は登用が遅れているってことは事実なので、30頁のところに少しそのような文言を加えてもいいというように伺って、よろしいでしょうか？ 「施策の方向」の2番目の中はどういう表現で盛り込むかっていうことについては、今すぐ答えられないということで、V I C・ウーマンと言うのは、ビレッジ・コンダクターということで、女性リーダーというのには間違いないのですが、それに係わらず、もっと農業の女性を対象にリーダー養成的な、要するに「意思決定過程に参画できる」ような能力養成の施策をしてほしいということを入れたいということですね。4と5でもう1つ作った方がいいかどうかについては、齊藤委員は御意見ありますか？ 齊藤委員もV I C・ウーマンですよね。

齊藤委員： 今いろいろと御話なされまして、大変うれしく思っております。私もV I C・ウーマンの一人なんですが、県の方からもいろいろと応援をしていただいて、いろんな形で私たち農林水産部で活躍している者達が、動きやすいようになっているんですけども、その中でまだまだという所もあります。1つだけ県のほうへお願いしたいことは、V I Cウーマンが誕生した頃、最初の頃はV I C・ウーマンになろうとしている人たちを何回か研

修とか勉強する場を経て、V I C・ウーマンになったものです。けれども、最近はそういう勉強会など全くとは言いませんけれども、段階を踏まずにV I C・ウーマンになるいうことがありまして、V I C・ウーマンになっても、V I C・ウーマンだと自覚を持つこともなく動いているような方も見受けられますので、その所、県側としてどのように思っているのか、今後どうしていくのか具体的にお話ししていただければいいと思います。宜しくお願ひいたします。

佐藤会長： では、また御意見が出ましたので、続いてお願ひします。農林水産政策課の成田さん。

農林水産政策課： 成田です。V I C・ウーマンの研修の機会については、現在もV I C・ウーマンの会としての研修事業等は支援しております。今、委員が仰った部分は、V I C・ウーマンになられた時の、V I C・ウーマンはどういう役割があるんだということを昔はもっと指導していたはずなのに、この頃そうでなくなつたんじゃないかというお話ですね。

齊藤委員： そうです。

農林水産政策課： その部分はですね。今日、担当が来ていないんですが、担当からも「そのところはちょっとテコ入れが必要だなあ。」と話がありまして、確かに先輩たちが頑張っている姿を見せるってことでやってはいるんですけど。それにもう少しプラスアルファしようと。これは担当の段階ではございますけれども、話し合いにはなっておりますので、その辺のところを伝えて、また考えていきたいと思っております。

齊藤委員： はい。よろしくお願ひいたします。

佐藤会長： その点については、おそらくV I C・ウーマンに関連する事業の中で、始める時点でのV I C・ウーマンについての役割を研修する期間を設けていただくっていうことで、いいかと思うのですが。31頁の＜施策の方向＞2の「意思決定の過程への参画促進」の中の④、⑤に加えて、例えば④の所の具体的な中に「農業委員・農業役員等への女性の登用を薦める」という文言に変更するか、それから、V I C・ウーマンはV I C・ウーマンで1本立てにして、そして更に、それに加えて「農村女性のリーダーを養成する」というようなものをもう1つ加えるかどうか、ということにつきまして、今、御意見が無ければ事務局と相談させていただいてよろしいでしょうか。それから、担当課の方々にも。事務局いかがですか、そのことについて。よろしいですか？

山谷GM： はい。よろしいです。

佐藤会長： では、以上にしたいと思います。もう1つ、齊藤委員の方から出されていたんですが、男性に対する学習機会をということで、先程、重点目標5についての修正案ということで、農村部も含め、各分野の実態に合わせた「意識啓発活動」を実施したいということになっているんですが、農村部がなかなか進まないと。農村部だけじゃないんですが。ここに関して、関係課、また同じ方になってしまふかも知れないんですが、何か可能なことは有りますでしょうか。農村部の男性がこの男女共同参画について学習する機会ですね。例えば、家事・育児、介護でもいいんですけど。

農林水産政策課： 農林水産政策課の成田です。農村部の男性の指導なんですが、「男女共同参画」の部分、女性の方からのアクションは、私たちのセクションでやっているんですけど、農村部の男性に対する事業は、うちの方では無いんですよね。農村部に住んでいる男性は、どちらかというと職業教育というか、職業指導というか農業生産を上げるために、女性の方々が活き活きと働くためにとかという方向で動いているんです。男性の方の切り口は、私たちの方では事業等が無いのが実情です。

佐藤会長： 事業が無い？

農林水産政策課： ええ、事業が無いということなんですが。どちらかというと、農村部における学校教育なのか、職業教育なのか、その一環になってしまふのかなという感じもするんです。

佐藤会長： そういう御意見でしたけれど。事務局としては、こういう実情に合わせた「意識啓発活動」を実施することとしたいということですが、今の農村に関しては、今の時点では何も言えませんね…

山谷GM： そうですね。特に農村にということではなくて、一般的な「男女共同参画」の意識啓発というか、理解・普及を進めるというのが、私どもの立場です。

佐藤会長： そうですよね。

齊藤委員： 農村部という言葉が入りましたので、私の言ったことが取り上げていただいたなと思って喜んでいました。期待しておりますので、今後是非とも、農村部も含めて学習する場を設けていただきたいと思っております。今後でよろしいですので、今すぐとは申しません。よろしくお願ひいたします。

山谷GM： 担当課の方とも協議しながら、この点については今後検討して参りたいと思います。

齊藤委員： よろしくお願ひいたします。

佐藤会長： じゃ、この件についてはよろしいでしょうか。

北村委員： ありがとうございます。いろいろ叶って良かったなと思います。それで、成田さんが今日見えているので、集中して聞きますけれども、県としては字句には盛り込めないものの、農村部と漁村部の男性の意識の啓発と言うんですか、男女共同参画に向けて、それは、是非きっちりと実行していただきたいと思います。勿論、活字には出せないものの阻んでるもの大きな要素の1つではなかろうかなという感じが、私一人かも知れませんが、お願いしたいと。意見を続けていいでしょうか？

佐藤会長： はい。どうぞ。

北村委員： 先程の33頁のワーク・ライフ・バランスのところ、これから県の事務方でいろいろ練っていただくんだと思うんですが。この⑫の言葉ですね。ほんとに悩みに悩んでですね、これが原点だと、青森で生きて働いていく事の価値を見出してほしいというところがこういう形に表れたんだと思うんです。他の県ではなかなかこういうところまで行き着かないんじゃないかなあと思ったんですが。こここの所の言葉ですよね。例えば、青森県での生甲斐や、働き甲斐などの意識の醸成とか、ちょっと押し付けがましいんですが、そんなことも是非参考にしていただけたらと思います。先に進んでよろしいですか？

佐藤会長： はい、お願ひします。

北村委員： 36、37頁のところの、重点目標12の「地域、防災・環境…」です。今や、まさしくこの農業も漁業も全て防災がらみ、放射能問題で安全・安心な食料であるとか、全て女性が絡んでくる問題に我が国は悩んでいるわけなんですけれど。この防災のところも、やっぱり今回の津波の問題とか、それから青森県はエネルギー立地であるんですが、そういうところちょっと寂しいなって感じがするのは、私だけでしょうか。特に<施策の方向>のところで、2の「防災・災害対策分野における女性の参画推進」ですか、③「防災・災害対策分野における女性の参画の推進」ですか。ここも防災とか災害対策分野の政策とか方針決定過程への女性の参画とか、もうちょっと具体的に入れておかないと、なかなか入れてもらえないのかなあという、今回、政府の防災関係の臨時に立ち上げた委員会にも女性が一人しか入ってなかったみたいですけれども。是非女性がちゃんとこうい

う所に入って、防災であるとか、災害が起きた時の対策にもきっちりと取り組んでいけるようにしていただきたいなと思いました。以上です。

佐藤会長： はい。今、出されました意見は36頁37頁の防災に係わるところで、37頁の＜施策の方向＞の2の③、④の文言ではまだちょっと足りないといいますか、もう少し具体的な文言として、政策決定の場に女性が参画できるようにというような文言にしたらどうかという御意見だったと思います。それについて、事務局の方で少し検討していただくかとか、担当課がいらっしゃれば…

山谷GM： 今日は、担当課が来ています。

北村委員： ＜現状と課題＞のところもやっぱり原発立地であるし、海が三方にございますので、是非このところを…

防災消防課： 防災消防課のグループマネージャーをしております、青木と申します。今、委員御指摘の件でございますけれども。県では、災害時の防災対策については、災害対策基本法等の防災関連法令等に基づき、地域防災計画などの中で、災害の発生から復旧までのいろいろな対策を決めてございます。大きいのは防災会議であるとか、こういう政策決定の意思機関、あるいは指揮本部、いろんな対策会議等がございます。確かに御指摘のありましたように、今現在そういう意思決定に携わっている女性の委員の数は、確かに十分な数ではないということを認識しております。そういう意思決定機関の女性の登用率にも随時取り組んでいるところでございます。前回、佐藤委員の方からもお話をありましたように、今の大震災におきましても、被災地の女性に対する支援、ケアの在り方であるとか、やっぱり、被災者が女性であるためにいろんなプライバシーの確保であるとか、いろんな面において女性でなければ出来ない支援っていうものが確かにございまして、その辺の支援の在り方についても、今、地域防災計画などで、いろんな形で見直ししているところでございます。あるいは、その辺を事業化ということもあるわけですけれども、具体的にいろいろな防災分野における支援ということについては、消防防災課のみならず、今、全庁を挙げまして復興に向けて取り組んでいるところです。勿論、女性の果たす役割というのは非常に大きいものがございますので、そういったところで、何とか今のプランの中でも取り入れられるようなことについて、検討させていただきます。

佐藤会長： はい。では、今の御回答ですと、ここ所の③の文言をもう少し強くしてもいいというように解釈してもよろしいでしょうか。政策決定過程への女性の参画の中にはそのことも含めてはいるんですけども、ただ委員の中に一人二人入れるということではなくて、もっと全面的にとでも言いますか、女性が係われるようになるというそのような

表現に少し修正しても構いませんですよね。

防災消防課： そうですね。この防災対策から復興までということでございますとあらゆる分野・機関に影響がございますので、その辺の調整もちょっと必要になるかと思います。いずれにしましても当課のできる範囲で修正案を検討します。

佐藤会長： では、よろしくお願ひしたいと思います。木村委員からの御意見の9、10の修正案について、いかがでしょうか。御意見ありませんか？

木村委員： 木村です。まずは9、10について、事務局ありがとうございました。

まず、先に9の部分から、先程、説明をいただきました。資料1では36頁になります。31頁の部分の追加といたしまして、資料1の13頁に新たにデータを加えていただいたということで、ありがとうございました。ただ、36頁の部分で「一人親」となって、データ13の方で「母子世帯・父子世帯」と分かれています。特に女性はということで、母子家庭の世帯比率の割合を赤く修正いただいております。ただ近年、法改正があり、一人親家庭を対象として支給されている「児童扶養手当」の支給範囲が父子家庭へも拡大となりました。結果、父子家庭の受給率は、けっして低いものではないということが、実態として出ているかと思います。また、「児童扶養手当」に関しては、所得制限がありますので、所得制限に引っかかる父子世帯が果たして少ないのかと言えば、受給率の多さから所得が多い方が大半ではないということが見てとれます。ここは「母子世帯・父子世帯」と2つ連動でデータを載せていただいたことは、とてもよろしいことだと思っております。

36頁に戻りまして、1の部分の一人親に関しては以上ですが、2番の「生活上の困難を抱えている人々…」とありますので、こここの重点目標の11の部分の【大目標】の部分が「生活上の困難に直面する男女への支援」とありましたので、一人親にデータ1つ加えていただいて恐縮なんんですけども、もう1つ「生活上の困難」例えば、低所得者の割合、不安定雇用の若者等、再度データを探していただくには恐縮ですが、もう1つ追加することにより、更に具体的になると感じております。重点目標の11については以上です。

重点目標13について38頁の部分です。ここに関しては、女性に対する暴力ということがありました。ただ暴力については、けっして女性だけの問題ではないので、男性に対する暴力も年々相談者が増加しているという傾向もありますことから、ここで事務局が仰られているように、「負の連鎖」。一般的にいわれている言葉かも知れませんが、男性女性問わず、例えば尊属である卑属である、いろいろな方々に派生していく効果というのは、とても大きいことです。よって、もう少し加えていただければと感じましたが、今回の資料のままでよろしいかと思います。以上です。

佐藤会長： はい。どうもありがとうございました。まず、重点目標 1 1につきましては、母子世帯の文言と図を加えたことについては良かったということ。もう 1 つ、生活困難の人々に係わるデータが有れば、加えてもいいのではないかという御意見だったと思いますが。ちょっと検討していただきたいと思います。

後、暴力のところに関しましては、確かに「負の連鎖」は様々な影響があると思うのですが。やはり一概に、個々の状況というのは違いますので、その点考えると、その文言をそのままここに記載するっていうのは、今の時点では妥当では無いかなという事務局の判断だったということで御了解いただけたと思います。よろしいでしょうか。

では、修正意見については、出していただいた委員の方々からも含めて御意見いただきましたので、一応、今の時点では以上にしたいと思います。また、後程あれば、出していただきたいと思います。

次に進ませていただきたいと思います。今は前回出していただいた修正案ということで、協議いたしましたが、その他に審議会あるいは他の一般県民等の方から何か御意見がございましたでしょうか？ 新しいプランにつきまして。事務局の方から御報告いただきたいと思います。

山谷GM： はい。皆様のお手元に「青森県男女共同参画推進条例に関するお願い」ということでの別なものを資料として差し上げています。実は一般の方から当課のほうにメールで御意見がございました。「男女共同参画推進条例」となっていますが、中身は現在のプランについての意見でございます。ちょっと簡単に読んでいきます。

【基本理念に対して】…「性別による差別の禁止」を「性別及び性的少数者であることを理由にしたことによる差別の禁止」に。それから、「夫婦・男女間の暴力の根絶」を「(異性間、同性間を区別せず) 夫婦、カップル、その他の人同士での暴力の根絶」に。改定をお願いします。」

【基本目標Ⅱの中の「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」に対して】…「年齢や障害の有無にかかわらず、男女ともに基本的人権を侵害されることなく…」というところの文章ですね。「年齢や障害だけでなく、性的指向によっても基本的人権を侵害されないよう保護をお願いします。」

それから同様に【基本目標のⅢのところ「男女の人権」の部分ですけれども】…「男性にも女性にもどちらにも当てはまらない人も擁護されるようお願いします。特にメディアでは性差別に加え、性的少数者への差別も多く見られるため、差別につながる表現や情報が改善されるようにしていただきたいです。」

それから【重点目標の 10 番の「生涯を通じた男女の健康支援」に対して】…「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及に、異性愛者だけでなく性的少数者のことを取り上げてください。」となっております。この性的少数者は、同性愛、両性愛、性同一性障害、性分化疾患。こういったことでの要望がございました。2枚目に国の「第3次の基本計画」

がございますが、第2次には無くて第3次に取り上げられた第8分野の中に、黄色いマークをしておりますが、国の基本計画第3次で初めて「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。」ということが出てきておりまして、裏の頁にですね。国の取組、一番下に書いてありますけども、法務省でこの「性的指向を理由とする差別。あるいは、性同一性障害を理由とする差別。こういったものの偏見の解消を目指して、「啓発活動や相談」「調査救済活動」に取り組むと国のはうではしております。昨年、29の府県でこの「基本計画」の改訂の作業が行われまして、29のプランの中で、その次の頁に秋田県と、最後の頁に大阪のプランがございますけど、この2つのプランの中に「性同一性障害」、それから「性的指向」を理由として困難な状況に置かれている場合って記述が述べられております。残りの27の府県ではですね、半数が全く議論にもならなかつたということと、その他の半数は、審議会の場で議論にはなつたけれども男女共同参画のプランに載せるという判断には至らなかつたということでの、回答を得ておりますので、そういった状況にあるということから、この審議会で、今回プランにどのようにしたらいいのか御審議いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤会長： はい。ありがとうございました。何か今の時代を象徴するような御要望だったと思いますが、先程事務局の山谷さんからもありましたように、この標題が間違っています、「男女共同参画プラン」なのですが。特にこの方は改定中のものは知らないので、現行プランなんですね。このプランをご覧になって、その中の「基本理念」が書かれている部分の所と、それから後、基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲ、重点目標10のところで、それぞれ、具体的にこうしてほしいというような御意見です。ごく、簡単に言えば、ここでは性的少数者ということで、性同一性障害というよりも、性的指向ということで、同性愛とかそのような方達を含めたプランにしてほしいということで。具体的にどこにというふうに示されているのだと思います。このことについて、質問でも御意見でも伺いたいと思いますが。委員から率直な御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

内海委員： 確か現行のプラン21のときも「バイセクシャル」云々って議論は専門部会ではしたと思うんですけどね。結果的には表現を何処まで、延々と全部入れるのかとかどうかとか、いろんな問題があつて。結果的には入れなかつたんですが。何処でしたかアメリカは法律で同性愛OKにしましたね。それで多分加速度的に行くんじゃないかと思うんですが。この範囲はかなり広いですよね、性的指向のあれが。そうすると全部に当てはまるって表現にするのか、文言にこそ全部入れるのか。多分もう1、2回この審議会を開かなければ、結論が出ないぐらいの概念そのものの理解を、皆共通にしなければいけないわけですよね。そういうこともあって、前は専門部会だけで止めました。

佐藤会長： どうぞ。他の委員からも御意見いかがでしょうか。ただ、性同一性障害に関しては、法律も出来まして、特例法も今もまだ当事者の方達から要望が出されていますけれども。かなり社会的な認識は広まっていると思うんですね。ただ「性同一性障害」の方と「性的指向」が同性とか両性とかというのは、やはりちょっと違いますよね。ですから、言葉についてもそうなので、特に性的に困難って言っていいのかどうか分からぬんですが、困難な状況を抱えた方達が孤立して、不利益を受けたり悩んだりという状況に対して、何らかの相談支援は必要ではないか。不利益が被らないようにすることが必要ではないかという、そのような観点からは少し入れることは可能かなとは思いますが。はい、どうぞ。

石田委員： 今のこのペーパーの説明はよく分かるんですが、今回、私どもが審議会で審議しているのは、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」というテーマで男女共同参画プランを審議しております。今回のメールですが、男女以上に人権そのもの、国でも法務省が取り扱っているという内容で、カテゴリーだけで考えると、入れること自体非常に難しい。逆に今青森県、まだまだ「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」ということをテーマにして、様々な施策を展開しようと。これとはまた少しニュアンスが違う問題じゃないのかなと。私1番最初に、憲法上の例えは「経済的地位」「社会的地位」「人種・性別等」によって差別をしてはいけないというものの概念から教育はやっているわけですけれども、特に今回「男女共同参画プラン」というものと「人権相互」のそれというのは、なかなか馴染まないのではないかっていう気持ちを持ちましたけど、ちょっと松本委員の意見をお聞きしたいなと思います。

佐藤会長： よろしくお願いします。

松本委員： 松本です。私も今石田先生が仰られたように、これはやはり男女の問題というより、その更に上の段階にあるいわゆるその黒人差別ですか、そういったものに繋がるより次元の高い人権の問題に繋がってくるんじゃないかなと思いました。今回、私達が現在議論させていただいている、「男女共同参画」というより具体化したものについての問題として取り上げるというのはカテゴリーといいますか、レベルといいますか、それが違うというような気はします。ただ、そういった男女の従来考えられていた性の違いに対しての近年生じてきた、新しい問題提起がされてきておりまして、いずれは私達のほうでも、頭を悩ませて考えなければいけない問題なので、数年後ぐらいには、これどうしようかつてまた同じ話になるんじゃないかなとは思うんですけども。社会が進化するにつれて、こういった問題出てくるんですが。現時点ではどうなんでしょうか。ちょっと考え方古いって言われるかも知れませんが。やはり、先程も申しました通り、男女の問題というよりももう一つレベルの高い人種差別ですか、そもそも人権の問題にぶつかってしまうため、今回は相応しくなんではないかなと印象を私も受けました。以上です。

佐藤会長： どうもありがとうございます。はい。どうぞ。

内海委員： あの時を思い出してましたけど、要するにカミングアウトすると、それから、いわゆる性同一性障害という病気というか、そのカテゴリーと人権とその3つのところで悩んだ気がしてますよ。確かにマスコミも含めて男性がカミングアウトしてどんどんニューハーフ的な人達が番組に登場したけど、女性は出てないわけですね。それはやっぱりカミングアウトすれば、さまざま障害あるだろうと。一方で手術を受けてね、そういうの大変なので云々と権利で認められるというようなことありましたから、もう少し時間をかけた方がいいのではないかなど。生物学的には染色体はもう既にXが主流で生まれた時には女性はXXで男性はXYだと。今そのYが段々小さくなっていると、小文字だと。Xは傷ついても代わりのXが有るけれども、Yは1個だからその小文字のyが傷ついたらそれはもうだめだと。これから、女性が段々増えてくるというような生物学的にはね。ほんとかどうかは知りませんんですけども。そういうようなことも含めて、流れとしては法律上も段々人権がらみで認めていくこと。何故なら、自分で好んでこの世に誕生したわけではないですから。そういうことをもう少し検討してみると、どういった段階で押さえていったほうが間違いないんじゃないかなと。もっと底辺の底上げっていうんですか、その所に、このプラン21の延長線上の後期については、我々はもう少し傾聴したほうがいいんじゃないかなと個人的な意見を持ってます。

佐藤会長： はい。今、何人かの御意見伺いましたけど、他の委員はいかがですか？それから、今の事は例えば、同性愛、性同一性障害に関しても結構思春期頃に問題が深刻化しますよね。その時、学校教育の場での例えば保健室、養護教諭の先生に相談とか、そういう現場で対応はしなければならなくなっているということは有りませんでしょうか？もし、まだそこまでいっていないんでしたら個人個人が悩んでるって状況で、当事者の所に少しづつ繋がっているという状況かも知れません。今出された3人の方の御意見は、いずれも問題として有るのは、認識してるけれども、このプランに盛り込むには時期尚早というか、もう少し議論が必要ではないかという慎重論だったと思いますが。他の委員も、それから担当課っていっても、これ分からぬですよね。事務局も含めて…。事務局で何か議論されました？

山谷GM： 担当課といいますと、これは今、先生お話になつたように保健体育なので、スポーツ健康課です。

佐藤会長： スポーツ健康課。御意見伺えますか？

学校教育課： 学校教育課からお答えいたします。他県では中学校入学の時に性同一性障害で入学したという子どもさんがいらっしゃいました。小中の方ではまだそういった、本県では事例は、聞いてはいません。大きな問題になっているような様子はないという自覚はしております。卒業してからそういった兆候が現れる子どもも多いような実態もあるのではないかでしょうか。

佐藤会長： 後は、こちらにいらっしゃる富山委員に御意見伺いたいと思います。

富山委員： まず、健康に関しては、現時点ではやはり生物学的な男女ということで、いろいろな統計も取られていますし、考えられているわけです。ですので、ここでリプロダクティブ・ヘルス／ライツって言うんですか、その所に、またいろいろなことを今盛り込むことは非常に混乱を生じてしまうので、やはりちょっと時期として早いのではないかと思います。これから今後ですね、例えば健康という意味ではメンタルにどうかということも健康ということになってきますので、おそらく変わってくるとは思いますけれども。今この男女共同参画という形で健康ということがこの部分だけ、健康支援についてだけ考えた場合には、その文言を入れていくのはどうかなと私は思っております。

佐藤会長： ありがとうございました。やっぱり富山委員も時期尚早ということで、やはり他の委員の方もそうなんですが。今ここで男女共同参画で前提にしてるのは、性別二限論。男と女という、一応、生物学的性差に元づく性別に係わる様々な問題を扱うということですので、性はもっともっと性差に関する、今研究が進んでいまして、その性差自身もほんとに生物学的性差が絶対的なものかどうかっていうのも、今どんどん問われてきていて、その境界もそれから性に係わるさまざまな側面によって、違いがあるんだって。性同一性障害についても障害っていう形で、治療という形で、この方達の困難を救おうということになっていますが。ほんとに障害なのかどうかということも分からぬですよね。ですから、性に関し、あるいは性差に関しては、今、解説中、そして当事者の方達が発言してきているっていう段階ですので、それをこの男女共同参画プランに取り上げるのは時期尚早という御意見はとてもよくわかるところです。ただ、あと何年後、このプランは一応5年間でしたよね。次回第4次辺りということになります。他には？はい、どうぞ。

内海委員： 大阪は何となく分かるんですよ。秋田っていうのがね、見ると愛の云々となっているから自殺云々と二世帯住宅が沢山あって云々ということで、秋田は別の意味で「人権」っていうことがあるのかもしれないんですけど。大阪はよく分かりますよね。これはもう当然これくらいはくるだろうと思いますけど。じゃ、翻って青森県ってやっぱり人権問題含めて法務関係がもう少し県民の中にあって、もう1つは親の理解だと思うんですよ。やっぱり子供が男の子だけど赤いものとかピンクが云々かんぬんっていうのを親がどうい

うふうに指導するか、育て方のところにくるんで。もう少し時間をおいて、5年ぐらい経って、他県も含めて人権の問題、あるいは欧米流の考え方が出てきたところでやっていたらどうでしょうか。青森県は部落問題とか差別問題もそんなに酷いわけじゃありませんので、何かピンと来ない部分が県民の中に多いと思うんです。だから、もう少し時間をかけて議論をしていった方が私は賢明のような気がします。

佐藤会長：では、まだ御意見いただいている、新しく委員に入っていただきました鈴木委員と、東出委員にも御意見いただきたいと思います。特に今のことに関してもっと他にあれば、御意見伺いたいと思います。特に今のことに関してまず、鈴木委員からお願ひします。

鈴木委員：すみません。労働の分野で出ているので、人権については一般的なものしか持っておりませんので、皆さんお仰るとおり結構だと思います。

労働の分野で、多分これは前回出す話だったと思うのですが、29頁に「企業によるポジティブ・アクションの推進」というのがありますが、私どもその企業によるポジティブ・アクションの推進を、企業を回って推進するという仕事をしているのですが、その中で言わわれるのは、どうしても女性のほうが辞退するという話がよく聞かれます。是非この中にロールモデルの提供とともに含めまして、実際の事業としては勤労女性講座を開催されいらっしゃるようですので、そういう面も含めて、下の方の「企業のキャリア形成等の取組に対する支援」になるのかもしれません、女性の積極的なこういうものを受けしていく意識の醸成というのもお願いしたいと思っております。

それから32頁の下の方ですが、「また、中小企業の多い本県においては」というところで、確かにこういう問題はあるだろうと思うのですが、これ自体はいわゆる「キャリア・アップ研修」「キャリア・アップ教育」という話になると思います。ところが、こういう課題を挙げているのですが、右側の頁の施策については、特段の言及がない。課題を挙げていて、<施策の方向>がないというのは非常にバランスが悪いので、どちらかにしたらよろしいんじゃないかと。もし<施策の方向>として打ち出すものが無いとすれば、こういう問題があるのは分かっておりますけれども、出さない方がいいのかと。もし、<施策の方向>があるのであれば書いていただきたいと思うのですが。

佐藤会長：すみません。私の意見の求め方がよくなかったんだと思うんですが、今、議論していることに関して、まず結論を出した上で、今お出しeidaitaことについても触れたいと思います。

東出委員は、今の性的少数者に関する文言を入れるということに関しての御意見はいかがでしょうか。

東出委員： 私も皆さんと同様にですね。こちらの性的少数者に関しては、やはり人権問題であると思いますので、また別の段階の部分で議論を深め合うとか、もしくは、次回の4次で話を深め合って、最終的には入れたほうがいいのかなとは思いますが。今回は必要ないかと思います。ただ、この方に申し訳ないなとは思いますが。

佐藤会長： そうですね。折角出していただいたのですが。では、この一般県民の方からの御要望に関しては、審議会で協議した結果、「必要性は認めるけれども、今はまだやはりもう少し議論が必要で、今後入れる方向で検討していく。」というような扱いにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

山谷GM： はい、わかりました。

佐藤会長： もう時間が来てしまったのですが、今、鈴木委員から出されましたことに関して、特に最初の32頁の下の所の言及があるんだけれども、<施策の方向>がないと。有れば出す、なければここは不要ではないかという御意見だったと思います。それから、あとは労働に関して29頁ですね。ポジティブ・アクションのところで、予算とかをつけて、企業によるポジティブ・アクションの推進を計るために助成すべきだっていうことを入れるということですか？

鈴木委員： 企業に対するその取組の推進。企業が取り組むということについての推進が④だと思うのですが、それに対する女性を育成すると。

佐藤会長： 助成ではなくて女性ですか？

鈴木委員： そうです。女性の方々の育成という意味で、⑦に書いてあるといえばそうかもしれないのですが、そういうところです。

佐藤会長： 分かりました。では、その2点について事務局どうですか？ 最初の32頁。

山谷GM： 32頁は確かに右の<施策の方向>に無いので、これはどうするか事務局の方で協議させていただきます。

また、女性に対するポジティブ・アクションを企業に働きかけると同時に、女性もさまざまな機会にチャレンジするようなそういう形での育成が必要ではないかということなので、その点についても事務局の方で、関係課とも協議させていただきたいと思います。

佐藤会長： それでは、今の時点でよろしいでしょうか。今日はとても沢山の議論をいた

だいたいと思います。主要な事柄については概ね意見交換ができたかと思います。まだ積み残したことがあるかもしれません。その場合には先程お話しがありましたように、9月にパブリック・コメントを掲載するということで、この前までに委員のほうから、もし今日御発言できなかつたことで、是非ということがあれば、事務局に直接御意見をお寄せいただければと思います。それから、事務局の方から照会がある場合もありますか？

山谷GM：一応今日いただいた意見を元にもう一度修正案を作成し、それを委員の皆様にお送りした後、期限を設けまして御意見いただき、その上でパブリック・コメントにかけることにしたいと思っております。

佐藤会長：ということですので、是非お読みいただいて、文言等の修正については、個別に事務局のほうにお教えいただければと思います。ということで、時間がぎりぎりになってしましましたけれども、以上、沢山の意見が出されたと思います。是非これを有効に活かす形で、また修正案、再修正案を出していただければと思います。今日は担当課の方々にも、一部集中したきらいがありますけれども、御意見を聞いて実情が分かったと思います。委員の皆様にも積極的に御発言いただきまして、どうもありがとうございました。事務局から何かご連絡等ございませんか？

神課長：はい。委員の皆様には長時間大変ありがとうございました。深く感謝申し上げます。次回の審議会は11月の14日。ちょっと時間を繰り上げまして13時から15時までということで、ここラ・プラスで開催を予定しておりますので、何卒御出席くださるようにお願い申し上げます。また、その11月14日には、審議会終了後に佐藤会長から知事宛に答申をしていただくということを想定してございます。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。